

スウェーデン

(1) 社会保障制度の全体像

スウェーデンの社会保障制度は、積極的な所得再分配を伴う広範かつ高水準の所得保障を特徴とし、年金、児童手当、傷病手当などの現金給付は国の事業(社会保険)として実施されている。一方、現物給付サービスのうち保健・医療サービスは、日本の県に相当する広域自治体であるランスティングによって提供される。高齢者ケア(福祉)サービス、障害者福祉サービスなどの福祉サービスは、日本の市町村に相当する基礎的自治体であるコミューンによって提供される。

スウェーデンの社会保障給付費 (2008年) は9,433億 クローナで、対GDP比は29.4%となっている。

(2) 社会保障制度を担う組織体制

社会保障制度に係る組織体制としては、国レベルでは、社会省(Socialdepartmentet)が法律・政策案の準備、国の予算作成を行う。細則の制定や実際の行政事務は、社会保険庁(Försäkringskassan)、保健福祉庁(Socialstyrelsen)などの独立性の高い多数の中央行政庁(myndighet)に大幅に委任されている。

保健・医療サービスは18のランスティング、2のレギオン(ランスティングより権限が広い広域自治体)とこれらに属さないコミューンであるゴットランドという計21の広域自治体が担当し、福祉サービスは290のコミューンが担当している。ランスティングは日本の県と比較すると担当する事務の範囲が限られており、その中心的業務は医療サービスの提供である。また、ランスティング、コミューンとも自主財源(主に定率の住民所得税)の比率が高い。2009年の住民所得税率(全国の中央値)はコミューン:20.72%、ランスティング10.86%、合計:31.52%となっている。

2 社会保険制度等 ………

(1) 社会保険制度

a 概 要

スウェーデンにおける「社会保険(Socialförsäkring)」の範囲は、日本とは異なり、年金など社会保険

(参考) 1スウェーデン・クローナ=12.18円 (2010年期中平均)

料で費用がまかなわれる給付だけでなく、児童手当、 住宅手当など一般財源で費用がまかなわれる各種の手 当も含んで用いられる(ただし、社会扶助は含まな い)。また、労災保険も含むが、社会保険庁が支給事務 を行わない失業保険は含まない。給付内容は現金給付 (所得保障)が中心であり、日本の医療保険や介護保険 のように、主としてサービス費用をまかなうための制 度ではない。社会保険制度は、自営業者を含めて基本 的に職域の別なくスウェーデンに居住する全住民に適 用される。また、給付水準は所得制限を設けず、従前 賃金の一定水準を保障するという形態が多い。なお、 社会保険庁は給付の支給に係る事務のみを取り扱い、 社会保険料の徴収事務は国税庁が国税、地方税の徴税 と一括して実施している。

社会保険給付は、その対象によって、①家族・児童への経済的保障、②傷病・障害に対する経済的保障、③高齢者への経済的保障の3つに分類される。日本の状況と比較すると、社会保険給付全体のうち①の占める割合が高いことが特徴的である。

b 家族・児童への経済的保障

「①家族・児童への経済的保障」に属するものとしては、児童手当、養育費補助、両親保険、住宅手当などがある。

このうち児童手当(Barnbidrag)は、(基礎)児童手当、延長児童手当、付加的児童手当(多子加算)から成り、基本的に国内に居住する16歳未満の子を持つ親は、子1人当たり月額1,050クローナの児童手当を受けることができる。延長児童手当は、子が16歳を過ぎても義務教育相当の学校に通っている間(最長18歳まで)支給されるものである。さらに、複数の子を持つ親に対しては、子の人数分の基礎手当に加えて、人数が増えるごとに多子加算(第2子150クローナ、第3子454クローナ、第4子1,010クローナ、第5子以降1,250クローナ)が行われる。例えば、子が3人の場合、基礎手当3,150クローナ(1,050クローナ×3人)に、多子加算604クローナ(150+454クローナ)が支給される。この多子加算は2010年7月から増額が実施された。

養育費補助(Underhållsstöd)は、両親が離婚して一 方の親と同居している子に対して、もう一方の親が予 め合意した養育費を支払わない場合などに最高で月額 1,273クローナを社会保険制度から支給するものであ る。この場合、本来養育費を支払うべき親は、原則と して社会保険事務所に対して支給額相当額を返済しな ければならず、その点で、この養育費補助は、児童の 経済的保障のための国による養育費の立替払制度とい うことができる。

育児期間中の経済的支援策として、労働法制上の育 児休業制度および育児休業期間中の所得保障を行う両 親保険制度がある。育児休業は、子が8歳又は義務教 育第1学年修了までの間に取得することができる。両 親保険の給付は、妊娠手当、両親手当、一時的両親手 当から成る。

妊娠手当 (Havandeskapspenning) は、女性が妊娠に より仕事に就くことができない場合に、出産直前の2 か月間のうち最高50日間支給される(両親手当と同 額)。

両親手当 (Föräldrapenning) は、子の出生・養子縁 組に際し育児休業をした期間について合計480日間支 給される。父親・母親はそれぞれ240日間の受給権を 有するが、そのうち60日間(いわゆる「パパ月・ママ 月」)を除けば、父親・母親間で受給権を移転できる。 両親手当は、子が8歳又は小学校の第1学年を修了す るまで受給することが可能であり、その支給額は480日 間のうちの390日間までは従前所得の80%相当額であ る。なお、従前年収が低くても最低保障額として日額 180クローナが支給される。残り90日間については年 収に関わりなく一律日額180クローナが支給される。勤 務時間を短縮(パートタイム勤務)して通常の勤務時 間の4分の1、2分の1、4分の3又は8分の7だけ を勤務した場合に、4分の3、2分の1、4分の1又 は8分の1の支給額を受給することも可能である。 2008年には男性の育児休業取得促進を目的として、同 年7月以降に生まれた子を対象に、390日のうち「パパ 月・ママ月」分を超えて両親のそれぞれが取得した育 児休業日数をもとに、事後的に税還付(1日当たり最 大100クローナ) を行う均等ボーナス (Jämställdhetsbonus) が導入された。

一時的両親手当 (Tillfällig Föräldrapenning) は、原 則として12歳未満の子の看護や通常の保護者が病気で ある場合の休業期間について子1人当たり年60日間ま で支給され、子が病気の場合にはさらに60日間まで支 給される。また、父親については、出産前後の付き添 いのための休業について、10日間の一時的両親手当受 給が認められている。

なお、2008年7月から、両親が子と過ごす時間を増 やすことを目的に、育児休業期間を超えて1~2歳の 子の育児に専念している期間についてコミューンが月 3,000クローナを限度に子育て手当(Vårdnadsbidrag) を支給することが可能となった。本制度を実施するか どうかはコミューンの任意とされている。

住宅手当 (Bostadsbidrag) は、子のいる家庭と18歳 以上28歳以下の子のいない若年者を対象に、子の数、 住居の大きさ、所得に応じた額を支給するものであ り、所得制限がある。約10.6万件が女性の単親または 独身世帯(平均月額約1,624クローナ)、約3.1万件が男 性の単親または独身世帯(同1,054クローナ)、約3.8万 件が夫婦同居家庭(同1,903クローナ)に支給されてお り(2008年12月)、母子・父子家庭に対する経済的支援 の制度として機能している。また、支給額ベースで見 た場合、約61%が女性の単親または独身世帯向けであ る。

このほか、①の分類に属するものとしては、児童が 傷病、障害のために特別な介護などが必要な場合に支 給される障害児介護手当(Vårdbidrag)がある。

C 傷病・障害に対する経済的保障

「②傷病・障害に対する経済的保障」に属するもの としては、労働者の傷病による所得の低下に対する傷 病手当 (Sjukpenning) がある。

労働者が傷病にかかったとき、初日(待機日)は何 も支給されないが、2日目以降最初の14日間について は、雇用主から傷病給与(Sjuklön)を受け、それ以降 は社会保険事務所から傷病手当を受けることとなる。 手当の額は、従前所得の80%で、年収321,000クロー ナ1)を超える場合は、同額を上限の年収として算出す る。なお、2005年から導入されていた雇用主による傷 病手当給付費用の一部負担制度(15%)は、2007年1



月から廃止されている。

傷病手当は従来、受給期間に上限がなかったが、 2008年7月より受給開始1年を経過した場合には、就 業能力が減退しているものの職場復帰が可能と見込ま れる例外的な場合のみ最大550日間支給延長(延長傷病 手当: Förlängd sjukpenning) が認められることとな った。その場合の支給率は原則として75%に低下する。 延長が認められない場合には、就業能力が恒久的に減 退したとして社会保険事務所の判断で活動補償金・傷 病補償年金(後述)の支給対象と認められない限り、 社会保険給付の支給は打ち切られる。ただし、支給要 件の厳格化に対する批判が高まったため、2010年1月 より、症状が特に重篤な者については支給延長期間が 終了した後も、審査によってさらに支給延長が認めら れることとなった。この他の傷病にかかった場合に支 給される社会保険給付として、リハビリ手当(Rehabiliteringspenning)、歯科治療に係る給付がある。

老齢年金制度の改革によって旧基礎年金・付加年金 (ATP) が廃止されたことに伴い、2003年1月から、障害年金制度が抜本的に改正された。改正後は、医療的な理由により1年以上にわたり就業能力を4分の1以上失った者は、年齢に応じて19~29歳の場合には活動補償金 (Aktivitetsersättning)、30~64歳の場合には傷病補償年金 (Sjukersättning)を受給できることとなった。活動補償金は3年以内の有期給付であるが、傷病補償年金は障害の状況に応じて無期で支給される。長期受給者の就業を促すために、2009年1月以降、3年毎の検定の結果、就業能力が回復したと社会保険事務所が判断した場合、傷病補償年金の一部又は全部の受給権を消滅させることとなった(従前受給者のための経過措置が設けられている)。

このほか、②に分類される給付として、障害者所得補償金(Handikappersättning)、パーソナルアシスタンス補償金(Assistansersättning)、家族介護手当(Närståendepenning)、自動車補助(Bilstöd)などがある。 労災手当も②に分類される。労災手当(Arbetsskadeersättning)は、業務上の災害により傷病手当など

の支給期間が過ぎても就業能力が低下した状態が経過 しているときに、活動補償金・傷病補償年金の上乗せ 給付として、従前所得に応じた額を支給するものであ る。

d 高齢者に対する経済的保障

「③高齢者に対する経済的保障」に属するものとしては、老齢年金、遺族年金のほか、老齢年金の受給額が低額な者などのための年金受給者住宅手当、年金受給者特別住宅手当、高齢者生計費補助といった制度がある。

老齢年金は、1999年の制度改正により、賦課方式で 運営される所得比例年金(Inkomstpension)と積立方 式で運営される積立年金 (Premiepension)を組み合わ せた仕組みに再編された。年金額が一定水準に満たな い者には、国の税財源による保証年金(Garantipension)制度が設けられている。

所得比例年金の支給開始年齢は、61歳以降、自らの選択により決定することができる(支給開始年齢に応じて年金額を増減)が、保証年金は65歳からの支給である。老齢年金の保険料率は将来にわたり18.5%に固定され、うち16%分が所得比例年金分に、2.5%分が積立年金分に充てられる。所得比例年金の支給額は一生涯に納付した保険料額の水準と平均余命などを基に算出され、また積立年金の支給額は納付した保険料の積立分とその運用利回りによって決定される。積立年金の運用機関は登録された金融機関などの中から個人が選択する仕組みになっている。

新制度に基づく年金支給は経過措置とともに段階的に導入され、2003年1月には、旧制度(基礎年金・付加年金制度)に基づく従前の給付が廃止(裁定替え)され、保証年金の支給が開始されるなど、新制度に完全移行した。

老齢年金などの年金受給者(ただし、老齢年金の場合は、65歳以降に受給を開始した場合に限る)に対し、住宅費用(算入額の上限あり)と所得の額に応じて年金受給者住宅手当(Bostadstillägg till pensionär-

^{■ 1)} 同額は物価基礎額 (prisbasbelopp;毎年、政府が物価の動向に基づいて定める額で、年金や各種社会保障手当の算定基準となる) 42,400クローナ (2010年) の7.5倍である。



[各国にみる社会保障施策の概要と最近の動向(スウェーデン)]

er(BTP))、年金受給者特別住宅手当(Särskilt bostadstillägg till pensionärer(SBTP)) が支給される。支給 額は、配偶者の有無により最高限度額が定められてい る。BTP受給者のうち、特に低所得の者を対象として SBTPが支給される。

国内居住期間が短いといった理由で保証年金が低額 となる場合に、合理的な生活水準を保障する観点から 2003年1月、高齢者生計費補助(Äldreförsörjningsstöd)が新設された。支給対象者は、原則としてスウェ ーデンに居住する65歳以上の者であり、所得比例年 金、保証年金および年金受給者(特別)住宅手当を受 給してもなお、住宅費用(算入額の上限あり)を差し 引いた所得が一定水準に達していないことが支給要件 となっている。支給額は、配偶者の有無に応じて定め られた合理的な生活水準のための額と、受給権者の所 得から一定の住宅費用を差し引いた額との差額であ

遺族年金の支給要件については2003年1月に改正が 実施された。配偶者の死亡時に65歳未満で、かつ18歳 未満の子と同居しているか、又は死亡前の同居期間が 5年以上ある遺族には、生活転換年金 (Omställningspension) が10か月間まで支給され、生活転換年金が 低額である場合には保障年金も併せて支給される。 また、10か月が過ぎても18歳未満の子と同居してい る場合には、最年少の子が12歳に達するか、または12 か月間まで、延長生活転換年金 (Förlängd omställnin-

〈図4-5-1〉スウェーデンの社会保険給付

他

家族・児童への経済的保障

面親保険 妊娠手当 両親手当 一時的面親手当 住宅手当 障害児介護手当 養育費補助 请児年金・児童请族手当

児童手当

傷病・障害に対する経済的保障

活動補償金 · 傷病補償年金 障害者所得補償金

家族介護手当 自動車補助 労災手当

パーソナルアシスタンス補償金

高齢者への経済的保障

年金受給者住宅手当

清族任金 生活転換年金・延長生活転換年金

年金受給者特別住宅手当 高齢者生計費補助

他

gspension) が支給される。

未成年の遺族を対象とする給付としては、②に分類 される遺児年金 (Barnpension) と児童遺族手当 (Efterlevandestöd till barn) がある。

(2) 医療サービス

スウェーデンの医療は、広域自治体であるランステ ィングが医療施設を設置・運営し、そこで医師・看護 師などの医療スタッフがランスティングの職員(公務 員)として勤務、費用はランスティングの税収(主と して住民所得税) 及び患者一部負担によってまかなう のが基本的な構造となっている。病院の予算の仕組み はランスティングごとに異なっているが、全ランステ ィングで見れば総支出の91.4%を医療関連経費(歯科 を含む)が占めている(2009年)。

患者自己負担の水準は、「保健医療法」において設定 された全国的な上限額の範囲内で、各ランスティング がそれぞれ独自に設定するのが原則である。具体的に は、外来では通院1回当たりの定額が、初診か否か、 患者の年齢、訪問先などに応じて設定されている。 2009年においては、通常のプライマリケア(地域医療 センターにおける初期診断)の外来診療の場合1回当 たり120~200クローナとなっている。法律による患者 の自己負担額の上限は全国一律1年間900クローナで あり、各ランスティングはこれより低い額を定めるこ ともできる。多くのランスティングでは20歳未満の子 については無料である。

入院に係る患者自己負担については、1日当たりの 定額が患者の年齢・所得、入院日数などに応じて設定 されている。法律による上限額は1日当たり80クロー ナであり、2009年の自己負担額は、1日当たり概ね 40~80クローナである。入院についても、18~20歳ま では無料とするランスティングが多い。

薬剤については、全国一律の自己負担額が設定され ており、1年間で1,800クローナが上限である。処方薬 については医薬分業が確立されており、患者は医療機 関で処方された医薬品を、医療機関とは別の薬局で購 入する。処方薬を含めて大部分の医薬品の販売(小売) については国営薬局 (Apoteket社) が独占 (専売制) し ていたが、2009年7月から、民間企業の参入が認めら



れることとなった。

なお、国民経済に占める医療の規模を見ると、総保健医療費の対GDP比は9.1%、うち公的支出は約82%(2007年)となっている。

(1) 保健施策

2009年のスウェーデン国民の平均余命(出生時)は 男性79.4歳・女性83.4歳、乳幼児死亡率は千人当たり 2.49人となっており、世界最高水準の健康・衛生状態 を誇っている。

一方、公衆衛生上の課題に対応する目標として、政府が2008年3月に国会に提出し、承認を得た「新たな公衆衛生政策」がある。この中では、「社会への参加と働きかけ」「(国民各人の)経済的・社会的条件」「児童・若者の発育環境」「職場における健康」「環境・製品」「保健医療サービスにおける健康推進方策」「疾病拡大の防止」「性・リプロダクティブ・ヘルス」「身体的運動」「食習慣・食べ物」「たばこ、麻薬、薬物、賭博」という11の重点分野を設定し、特に疾病予防のために健康の増進を図る必要性を強調している。

(2) 医療施設

スウェーデンの医療提供は、ランスティングによる 公営サービスが中心であり、このため伝統的に医療機 関の役割分担が明確になっていた。具体的には、特に 高度先進的な医療を提供する圏域病院 (regionsjukhus) が全国6つの保健医療圏に計9つ(いずれも大学 病院)あり、またレーン(一つのランスティングが設 置される地理的範囲) ごとに当該レーン全体をカバー するレーン病院(länssjukhus)と、ランスティング内 を複数の地区に分けてカバーするレーン地区病院 (länsdelssjukhus)があり、さらにプライマリケアを担 当する計1,106の地域医療センター(vårdcentral:うち 民間事業者の経営によるものが379) がある(2009年)。 ただし、近年では効率化のために一部の地域で医療機 関の機能的な専門分化を図っているために、医療機関 間の階層的な役割分担は次第に以前に比べて曖昧にな ってきている。

1991年当時、ランスティングに属する病床数は全国

で約9万4,000床(人口千人当たり10.8床)であったが、2009年には約2万5,000床(同2.7床)まで減少しており、1992年に実施されたエーデル改革で約3万1,000床が福祉施設としてコミューンに移管されたことや1995年の精神保健福祉改革による影響を考慮しても、1990年代から2000年代を通じ病床数が相当程度縮減されていることが分かる。

(3) 医療従事者

医療従事者については、職種の専門分化が進んでいるのが特徴である。例えば看護師については、地域医療、小児科、外科、老年科、救急などの診療分野ごとに専門看護師資格が設けられている。医療従事者数は看護補助職種を中心に減少傾向にあり、全体で1995年の約35万人(全賃金労働者の9.0%)から2007年には約31.6万人(同7.2%)にまで減少している。一方、医療従事者は医師・看護師など職種や地域による差はあるものの総じて不足しており、人材の量的確保および資質の向上が重要な課題となっている。

日本の生活保護に相当する社会扶助(Socialbidrag)は、コミューンの責任の下に運営されており、財源はコミューンの一般財源である。対象者はスウェーデンに1年以上居住する18~64歳の者で、公共職業紹介所に求職登録したうえで、就労能力のある者には求職活動が要求される。給付額は申請者の資力と所得を総合的に算定(ミーンズテスト)した額と、保健福祉庁が示したガイドラインを参考にして各コミューンが決めた基準額との差額となる。

2009年には、約23万7,300世帯(18歳~64歳に属する世帯の約5.8%)が受給(2008年に比べて約22,100世帯増)しており、支給総額約110億クローナ(1世帯平均約4万6,600クローナ)、平均支給期間は6.2か月(中央値)となっている。受給世帯類型別に見ると、シングルマザー世帯の22%が受給者となっていること、受給者年齢別では18歳~29歳の世代が全受給者の41%を占めるなど若年世代の受給者比率が高いこと、全受給世帯中36%が長期(2009年中に10か月以上)の受給期間となっていることが特徴である。

5 社会福祉施策等 …………

(1) 社会福祉施策全般

スウェーデンの社会福祉サービスは、「個人・家族 に対するサービス」、「高齢者・障害者に対するケア」 の2つに大別される。

「個人・家族に対するサービス」とは、様々な理由に より支援・保護などを必要とするグループに対するも のであり、児童、家族、アルコール・薬物中毒者など に対する助言、支援、ケア、治療、経済的支援(社会 扶助) などを行うものである。また、この中には、本 人の同意なしに強制的に実施される、例えば虐待の被 害者のケアのようなものも含まれる。

一方、「高齢者・障害者に対するケア」とは、「社会 サービス法」、「保健医療法」および「特定の機能的障 害者に対する援助及びサービスに関する法律(LSS 法)」の規定に基づく高齢者・障害者に対するケア(福 祉) サービスである。

(2) 高齢者ケア(福祉)施策

スウェーデンでは、65歳以上の者の比率は1984年に 17%台に達して以降は安定的に推移しているが(2009 年末17.8%)、80歳以上の者の比率は1985年の3.7%か ら2008年には5.3%まで高まってきている。

コミューンが提供義務を負う高齢者ケア(福祉)サー ビスは、在宅サービスと施設サービスに大分される。 在宅サービスには、ホームヘルプサービス (Hemtjänst)、訪問看護(Hemsjukvård)、デイサービス(Dagverksamhet)、デイケア (Dagvård)、ショートステイ (Korttidsvård/boende)、緊急アラーム (Trygghetslarm)、 移送サービス (Färdtjänst) などのメニューがある。一 方の施設サービスについては、社会サービス法上「施 設」は高齢者のための「特別住居(Särskiltboende)」 として定義されており、高齢者を収容する「施設」と いうより介護などの特別なニーズを有する高齢者のた めの「住宅」という考え方に立っている。以前は高齢 者の集合住宅であるサービスハウス、重度の介護が必 要な者のためのナーシングホーム、認知症の者のため のグループホームなどの分類が存在したが、近年新た に設立された施設ではこれらの形態間の明確な違いは なくなってきている。2008年現在、65歳以上の者の約

6%に相当する95,377人が「特別住居」で暮らしてい る。サービスの提供はコミューンが直接提供する場合 が一般的だが、民間委託が特に中道右派政党が市政を 担っている都市部を中心に増大傾向にある。2008年に は高齢者が受けたホームヘルプサービスのうち約14% (利用者数ベース)、高齢者が居住する「特別住居」の うち約17%(入居者数ベース)は民間企業などコミュ ーン以外の事業者によって提供されたものである。

高齢者ケアサービスの費用は、基本的にコミューン の税財源とサービス利用者の自己負担でまかなわれ る。その具体的内容はコミューンごとに異なるが、 2002年7月から高齢者・障害者福祉サービスに係る利 用者負担限度額保障制度が導入された。これは、サー ビスの利用者負担に全国一律の上限額を設定するとと もに、利用者負担額を支払った後に利用者の手元に残 る額の下限額を設定するものである。2010年には利用 者負担の月当たりの上限額は、ホームヘルプなどにつ いて物価基礎額1)の48%である1,696クローナ、施設 サービスについて物価基礎額の50%である1,766クロ ーナとなっている。また利用者の手元に残る月当たり の最低所得保障額については、2008年に社会サービス 法の該当規定が改正され、2010年の額は単身者につい て物価基礎額の135.46%の4.787クローナ、配偶者が いる者それぞれについて物価基礎額の114.46%の 4,045クローナとなっている。

(3) 障害者福祉施策

障害者関係施策は、福祉サービスや所得保障施策 (傷病補償年金などの現金給付)のほか、教育、住宅、 交通、就労支援、文化、福祉機器の提供など幅広い分 野において障害者の完全参加と平等の理念の下に実施 されている。障害者ケアサービスは社会サービス法の 規定に基づきコミューンを中心として運営されてお り、ホームヘルプなどの在宅サービスや、グループホ ーム、サービスハウスなどの施設サービスがある。

(4) 保育(育児)サービス

スウェーデンにおける保育(育児)サービスは1990 年代後半の一連の改革により、社会福祉ではなく教育 政策の一環として位置付けられ、制度の所管も社会省



から教育省に移管された。保育サービスの実施主体は コミューンであり、公費(税財源)と低額の利用者負担により費用をまかなっている。

スウェーデンの保育サービスには、対象児童の年齢に応じて、基本的に $1 \sim 6$ 歳児(就学前)を対象とする保育所=プレスクール (Förskola)、就学している児童を対象とする放課後保育所=アフタースクール・センター (Fritidshem)、そして両者($1 \sim 12$ 歳児)を対象とする家庭保育 (Familjedaghem) がある。なお、 $5 \sim 6$ 歳児については義務教育の準備段階として就学前学級=プレスクール・クラス (Förskoleklass) 制度が設けられている。

保育所には、通常の保育所と開放型保育所=オープン・プレスクール(Öppenaförskola)がある。このうち、開放型保育所は保護者が児童とともに自分で日を選んで任意の時間に訪問できる施設で、地域の子どもの遊び場であると同時に育児期間中の父母などに交流の機会を提供している。家庭保育は、一定の資格を有する保育担当者が、自分の家で数人の児童を保育するものである。

2009年において $1\sim5$ 歳児の86.0%(うち保育所 82.1%、家庭保育3.8%)、 $6\sim9$ 歳児の80.7%(うち 放課後保育所79.8%、家庭保育0.4%)、 $10\sim12$ 歳児の 13.2%(うち放課後保育所13.1%)が保育サービスを 利用している。なお、0 歳児の保育所利用は稀(全国で 7 人)である。 $5\sim6$ 歳児の多くは就学前学級を利用している。

保育サービスの提供はコミューンの担当であるが、2009年において、保育所では児童の約19% (1994年には約12%)、放課後保育所では児童の約10%(1994年には約4%)はコミューンが設立したもの以外の施設(親などの共同運営や民間企業によるもの)に通っており、サービスの民営化が徐々に進展している。

保育サービスの自己負担額については2002年1月から上限額を設定する制度が導入されている。これは、各コミューンの判断で導入することとされているが、2005年時点で全てのコミューンがこの制度を導入している。

一連の改革の影響について評価を行うため、政府の 指示に基づいて教育庁が2007年に「上限額導入後の5 年間」と題した報告書を政府に提出した。これによると、利用料上限額の導入と保育サービス提供の義務付けは順調に進み、保育サービスを受ける児童の割合が上昇した一方、利用料やサービスの利用可能状況はコミューン間でまだ格差が残っていることや、スタッフの質の確保などに課題が残っているとしている。

6 近年の動き・課題・今後の展望 ………

(1) 最近の経済状況

2008年秋に発生した世界的な経済危機の影響により、スウェーデン経済は輸出部門を中心に大きな打撃を受けた。マイナス成長に陥った2009年には自動車、機械産業など輸出産業において整理解雇が相次ぎ、失業率が急激に高まった。しかし、2009年後半から、世界経済が回復したことと、国内消費が堅調に維持したことにより、景気は回復に転じ、2010年6月現在、最大の輸出先であるユーロ圏諸国の財政危機問題が懸念されるものの、スウェーデン経済は回復軌道に乗っており、2010年の経済成長率は年率3%を超えるものと予測されている。失業者が増大したことで政府財政の悪化が懸念されたが、2000年代以降堅実な財政運営を続けてきたことが功を奏し、2010年の赤字幅を最小限に抑えることに成功している。政府は2011年には財政黒字に転じると予想している。

(2) 政権交代後の政治動向

2006年9月に実施された総選挙で穏健党、中央党、 自由党およびキリスト教民主党の「スウェーデンのための連合」は、社会民主党を中心とする前政権に対してわずか7議席差で勝利した。選挙後に成立したフレデリック・ラインフェルト穏健党党首が率いる中央右派政権は12年ぶりの非社民党政権であり、社会保障分野においてどのような改革を実施するかが注目された。

連立政権の中心となった穏健党は、もともとは「小さな政府」や「減税」を目指す新自由主義的社会経済政策を指向していたが、ラインフェルト党首の下で「スウェーデンモデル」を基礎とする福祉国家路線の肯定・維持に路線を転換した。中道右派連合は、社会民主党政権下で疾病保険の長期受給者数や若年者の失



[各国にみる社会保障施策の概要と最近の動向(スウェーデン)]

業率が高止まりし、「完全雇用」を前提とするスウェー デンモデルの基礎が崩れてきていると強く批判して、 労働市場から疎外されている人の労働市場への復帰イ ンセンティブを高めるための政策(ワーク・ファース ト原則)を公約に掲げ、総選挙に勝利した。

発足直後のラインフェルト政権は、選挙公約に基づ き実施した疾病保険や失業保険の改革(給付要件の厳 格化:後述)が強い批判を浴びたことや、閣僚のスキ ヤンダルが相次いだことなどにより、世論調査におけ る支持率で野党に大きな差を付けられていたが、2009 年に入り、経済危機に対する迅速な対応が評価され支 持率を徐々に上げてきた。2010年6月現在、中道右派 4党(与党)の支持率と中道左派3党(野党)の支持 率は拮抗している。

野党である中道左派3党(社会民主党、環境党、左 翼党) は連立与党に対応するために、次の総選挙にお いて勝利した場合には連立政権(「赤緑連合」)を樹立 することで合意した。これまで多くの政策において意 見を衝突させてきた3党が、2010年9月に実施される 総選挙において有権者の支持を得られるような説得力 のある共通の政策プラットフォームを構築できるかが 注目されている。

(3) 社会保障政策の最新の動向と今後の見通し

a 医療政策

ランスティングが提供する医療サービスについて は、財政的な制約により施設・人材など医療資源が不 足し、必要な際に医療機関を受診できない患者の「待 ち行列」の存在が大きな社会問題となっている。この 問題に対処するために、2005年以降、政府とコミュー ン・ランスティング連合会の合意に基づき、一定期間 内に必要な医療サービスを受けることを保証するため の取組み (診療保証) が実施されていた。ラインフェ ルト政権はこれをもとに、①プライマリケアについて 助けを必要とする当日中にコンタクトがとれること、 ②一般医の診察を7日以内に実施すること、③さらに 必要な場合には90日以内に専門医の診察を、90日以内 に手術を受けられること、④法定期間中に必要なサー ビスを提供できない場合には、ランスティングが他の 医療機関での医療を旅費の支給を含めてアレンジする

義務を負うこと、を主な内容とする「ケア保証」(Vårdgartanti) を法制化するための法案を国会に提出し、可 決された(2010年7月施行)。

一方で、ラインフェルト政権は医療サービスの質の 改善を図るために患者の「選択の自由」と「競争の促 進」を重視する立場から、まず、地方自治体による医 療・福祉サービスにおける住民選択制の導入を促進す るために、公共調達における位置付けを明確にする「選 択の自由推進法」を導入した(2009年1月施行)。また、 初期医療においては患者による医療機関の選択制度を すべてのランスティングにおいて導入することを義務 付ける法案を国会に提出し、可決された(2010年1月 施行)。

さらに政府は、過去30年間にわたって処方薬を含む 大部分の医薬品に提供された国営薬局(Apoteket社)に よる医薬品の専売制度を廃止し、民間事業者による薬 局の開設を認める規制緩和を実施した(2009年7月施 行)。

これらサービス提供者間の競争を促進する改革に対 しては、「公平・平等」を重視する社民党など野党が強 く反対しており、2010年9月に実施される総選挙の争 点の一つになることが予想されている。ただし、医療 サービスの提供に関し、ランスティングは中央政府に 対する強い自律性を有しており、今後の政策の動向に 関しては、中央レベルだけでなく各ランスティングの 動向にも注目することが必要である。

なお、歯科医療については、20歳以上の者について はランスティングではなく社会保険である疾病保険制 度から費用の一部が支払われるものの、診療価格につ いては医療機関が自由に設定できるために高額の自己 負担の発生が問題となっていた。政府は費用の償還対 象となる歯科医療の参照価格制の導入など、コストを 抑えつつ保障水準を上げるための法案を国会に提出、 可決された(2008年7月施行)。

b 雇用・労働政策

2006年の総選挙においては、経済が好調であるのに もかかわらず失業率(傷病手当の受給者など「潜在的 な」失業を含む)がなかなか低下しなかったことから、 いかに雇用を増やしていくかが大きな争点となった。



ラインフェルト政権は、発足後、国民の就労インセンティブを上げるためとして、中・低所得者を主な対象として勤労所得減税(税クレジット)を段階的に実施した(就労促進税制)。さらに、若年者や長期失業者、高齢者を雇用した場合の事業主負担分社会保険料の減免措置の導入、家事サービス、家屋の補修サービスの利用料金を税控除できる仕組みの導入など、雇用の「供給」及び「需要」の両面においてインセンティブを高める政策に注力してきた。

一方で、傷病手当の受給の長期化によって、多くの 労働者が働く意欲を失っているとして、それまで明確 に設けられていなかった支給期間について、①支給期 間は原則として1年間とし、②1年を経過した場合に は、就労能力が減退しているものの職場復帰が可能と 見込まれる場合にのみ最大550日間の支給延長を認め る(支給率は80%から75%に低下)ことを主な内容と する支給要件の厳格化を実施した(2008年7月施行)。 一連の改革に対し、いわゆる「スウェーデン病」の解 消のためには必要な施策との見解も強かったが、労働 組合や野党などの反発が非常に強かったことから、 2009年末には、①特に症状が重篤な者については支給 期間が経過しても審査に基づいてさらに支給の延長を 認めること、②活動補償金・傷病保障年金(旧障害年 金)の支給を打ち切られた者(前述)について傷病手 当の支給を再度申請することを認めるなど救済措置を 講じるための法案が可決された(2010年1月施行)。

さらに、ラインフェルト政権は、失業保険基金(任意加入)を通じて実質的に労働組合が運営に関与していると言われる失業保険制度について、失業保険給付を恒常的なものにすべきではないとの立場から、①失業保険料(本人拠出分)の大幅引上げと税制上の控除対象から除外、②給付乗率の引下げ(80%から200日経過後に75%、300日経過後に65%)を内容とする加入・給付要件の厳格化を実施した(2008年7月施行)。保険料の引上げによって、制度を脱退する労働者が相次いだが、その直後に経済危機が発生し、多くの失業者が十分な失業保険給付を受けられない事態に陥ったため、政府は強い批判を浴びることになった。中央党など連立政権の与党の中には、労働組合の関与を排除するために失業保険制度の強制化と政府への移管を強く

主張する政党もあるが、穏健党が消極的なことにより、 政府としての統一方針とはなっていない。

ラインフェルト政権が取り組んだ疾病保険および失業保険の加入・給付要件の厳格化は、社会政策分野において政権期間中、与野党の政治的対立が最も顕著であったテーマである。野党側はラインフェルト政権が実施した改革は「社会的格差を拡大するもの」として、次期総選挙で勝利した際には改革前の姿に戻すことを表明しており、総選挙で左右どちらの政治ブロックが勝利したとしても、今後も与野党間の論争が続いていくものと予想される。

C 家族政策

2008年7月から導入された「子育て手当 (Vårdnadsbidrag)」の目的は、子育ての形態にかかわらず両親と 子が過ごす時間を増やすことと説明されたが、これは 連立与党の一角を占めるキリスト教民主党の「家族の 重視」という伝統的な価値観が反映されているものと 見られる。一方で、男性による育児休業の取得を促す ために導入された両親手当における「均等ボーナス (Jämställdhetsbonus)」は、男女平等の推進に熱心な 自由党の方針が反映されたものと言える。このよう に、ラインフェルト政権が実施した家族政策は各政党 の考え方が複雑に組み合わされたものであるが、育児 休業期間中の収入減を社会保険制度により補償すると ともに、職場復帰後には保育所(プレスクール)など 公的保育サービスによって男女共働き社会を支えると いう社会モデルに対しては大部分の国民が支持してお り、少なくとも近い将来において大きな制度変更は予 定されていない。なお、出生率の上昇が続いて幼児人 口が増大している中で、一部のコミューンにおいてプ レスクールの不足や児童の過剰収容が問題になってい る。与党側だけでなく野党側も対応を約束しているこ とから、今後、重要な政策的課題として取り上げられ ていく可能性がある。

d 高齢者ケア政策

社会サービス法に規定される「特別住居」は身体的・ 精神的に介護の必要性が相当程度高い高齢者を対象と しているため、入居に際してはコミューンの認定が必



[各国にみる社会保障施策の概要と最近の動向(スウェーデン)]

要である。そのため、介護の必要性はそれほど高くは ないものの、一人で暮らすことに不安感や孤独感を覚 える高齢者の存在が問題となっていた。ラインフェル ト政権は、専門委員会の報告書をもとに、「特別住宅」 と通常の高齢者住宅のギャップを埋める新たな形態の 高齢者住宅である「安心住宅(trygghetsboende)」を 普及させることとし、コミューンに対する政府からの 建設費の補助を実施するための必要な法律改正を行っ た(2010年1月から適用)。「安心住宅」は毎日、専門 スタッフが常駐し居住者の援助を行うことが要件とな る。

また、医療サービスと同様に利用者による「選択の 自由」を推進するために、政府は「選択の自由推進法」 を国会に提出し、可決された(2009年1月施行)。

政府は、家族介護者の負担が重くなっていることを 踏まえて、社会サービス法におけるコミューンの援助 義務に関する規定について、「コミューンは介護を行う 家族に対して必要な援助を実施しなければならない」 と改正する法案を提出し、可決された(2009年7月施 行)。新法では、コミューンが具体的にどのようなサー ビスを提供すべきかに関して保健福祉庁がガイドライ ンを定めることとされている。

さらに、2010年には、高齢者サービスの提供に当た っては高齢者が「尊厳」をもって生活できることを保 証すること、コミューンはサービスの提供方法及び提 供時間について可能な限り利用者の要請に応じるべき ことを内容とする社会サービス法の改正が実施された (2011年1月施行)。これらの施策は、「高齢者の尊厳」 や「家族の役割」を重視するキリスト教民主党(社会 大臣と高齢者ケア政策担当大臣を占める)の考え方が 強く反映されている。

e 老齢年金

1990年代に与野党5党の合意のもとに実施された抜 本改革によって、所得比例年金の保険料を将来的に固 定するとともに、経済や人口動態の変動に応じて支給 額を自動的に調整する「自動財政均衡メカニズム」が 導入された。均衡メカニズムは2001年の導入以降、実 際に発動されたことはなかったが、2008年末に発生し た経済危機の影響により年金基金の運用がマイナスと なったことや、2008年から2009年にかけて物価水準が 下落したことにより、2010年に均衡メカニズムが初め て発動されて年金支給額の改定がマイナスとなる見通 しとなった。これに対して、与野党合意に参加してい た5党は、実務者によるワーキンググループを開催し、 異例の短期間のうちに、マイナス改定の影響を緩和す るために、均衡メカニズム発動の基準となる年金基金 積立金の評価額の算定方法について、「2年前の年末時 点の資産額」という方法から「過去3年間の資産額の 平均値」と変更する案をまとめ、政府法案として2009 年の国会に提出した。この結果、2010年には評価額の 新たな算定方法が用いられたが、それにもかかわらず マイナス幅3.0%という給付額の大幅な削減が実施さ れることとなった。

現行制度に対しては、環境党や左翼党など与野党合 意に参加していない政党からは批判があがるものの、 与野党間の広範な合意によって導入された新制度につ いて抜本的な変更を主張する声は大きくはない。しか し、総選挙の年に老齢年金の支給額がマイナス改定と なったことによる年金受給者層の不満を解消するため に、ラインフェルト政権は、2010年春の財政政策提案 において、総選挙で勝利した際には基礎控除額の増大 を通じて年金受給者層に対して所得減税を拡大する旨 を表明した。

なお、これまで公的年金制度の管理・運営について は、所得比例年金及び保証年金は社会保険庁(Färsäkringskassan) が、積立年金は積立年金庁 (Premiepensionsmyndigheten) が担当してきたが、2010年1月に 新たに「年金庁 (Pensionsmyndigheten)」が設立され、 これらの業務を一元的に実施することとなった。



(参考データ)

〈表4-5-2〉スウェーデンの分野別社会保障支出の推移(ESSPROS基準)

					(百万	5クローナ)
年	2003	2004	2005	2006	2007	2008
保健医療	222,317	217,989	218,514	227,826	232,859	240,769
うち現金給付	60,080	54,621	49,099	48,765	44,448	40,666
うち現金給付以外	162,237	163,368	169,415	179,061	188,411	200,103
障害者	112,512	120,824	126,942	129,467	135,402	139,508
うち現金給付	67,239	72,577	75,665	75,929	76,100	74,791
うち現金給付以外	45,273	48,247	51,277	53,538	59,302	64,717
高齢者	299,240	307,377	320,099	331,256	346,664	368,534
うち現金給付	231,426	239,388	251,499	259,190	273,318	290,890
うち現金給付以外	67,814	67,989	68,600	72,066	73,346	77,644
遺族	17,800	18,007	17,941	18,072	17,971	17,968
うち現金給付	17,800	18,007	17,941	18,072	17,971	17,968
うち現金給付以外	_	_	_		_	_
家庭・児童	74,179	76,810	79,509	87,133	90,653	95,743
うち現金給付	39,226	40,581	41,569	45,233	46,708	47,850
うち現金給付以外	34,953	36,229	37,940	41,900	43,945	47,893
失業	46,454	50,868	51,120	47,730	33,653	27,452
うち現金給付	39,850	44,412	44,641	40,370	27,428	21,771
うち現金給付以外	6,604	6,456	6,479	7,360	6,225	5,681
住宅	14,573	14,561	14,775	15,008	14,736	14,695
うち現金給付		_	_	_	_	_
うち現金給付以外	14,573	14,561	14,775	15,008	14,736	14,695
社会的排除	16,515	16,514	16,216	17,288	18,202	19,590
うち現金給付	9,244	9,536	9,274	9,389	9,589	10,245
うち現金給付以外	7,271	6,978	6,942	7,899	8,613	9,345
合計	819,795	840,078	862,508	891,810	909,386	943,302
(対GDP比)	32.2	31.6	31.1	30.3	29.1	29.4
うち現金給付	464,865	479,122	489,688	496,948	495,562	504,181
うち現金給付以外	338,725	343,828	355,428	376,832	394,578	420,078
(参考) 名目GDP	2,544,867	2,660,957	2,769,375	2,944,480	3,126,018	3,213,065

資料出所 スウェーデン中央統計局(SCB)

"Utgifter för det sociala skyddet i Sverige och Europa samt utgifternas finansiering 1993-2008"

〈表4-5-3〉スウェーデンの社会保険制度収支(2008年)

(百万クローナ)

給付名			収	:入		支出			
柘	刊名	保険料	国庫負担	その他	計	給付費	事務費	計	
両親保険		27,151	_	_	27,151	28,705	1,103	29,808	
児童手当		_	23,618	_	23,618	23,389	229	23,618	
住宅手当		_	3,488	_	3,488	3,223	265	3,488	
障害児介	護手当	_	2,869	_	2,869	2,679	190	2,869	
養育費補	助	_	2,417	1,699	4,116	3,724	392	4,116	
児童養育期	間中の年金権	_	4,833	_	4,833	4,833	_	4,833	
傷病手当		96,033	14,464	_	110,497	96,748	4,157	100,905	
ランスティン	グへ薬剤補助金	_	1,000	_	1,000	1,000	_	1,000	
歯科医療	給付	_	4,072	_	4,072	3,867	205	4,072	
医療給付		_	409	_	409	361	48	409	
障害者所	得補償金	_	1,280	_	1,280	1,192	88	1,280	
活動補償	金	6,738	185	_	6,923	6,738	185	6,923	
労災手当		8,393	54	55	8,502	5,425	286	5,711	
自動車補	助	_	231	_	231	200	31	231	
介助者手	当	_	16,160	3,856	20,016	19,858	158	20,016	
老齢年金	AP基金	203,140	_	-193,948	9,192	199,206	1,371	200,577	
	国庫	14,946	4,703	_	19,649	19,344	305	19,649	
	積立年金制度	28,371	_	_	28,371	826	315	1,141	
遺族年金		20,988	835	_	21,823	16,700	39	16,739	
住宅費補	助(BTP)	_	11,830		11,830	11,472	358	11,830	
高齢者生	計費補助	_	439	_	439	437	2	439	
その他の	給付・支払	15	87	56	158	148	10	158	
総計		405,775	92,974	-188,282	310,467	450,075	9,737	459,812	

資料出所 スウェーデン中央統計局(SCB) "Statistisk Årsbok för Sverige 2010"

〈表4-5-4〉スウェーデンの社会保険料率

(%)

						(70)	
	2008		20	2009		2010	
	使用者	被用者	使用者	被用者	使用者	被用者	
疾病保険料	7.71		6.71		5.95		
遺族年金保険料	1.70		1.70		1.70		
老齢年金保険料	10.21	7.00	10.21	7.00	10.21	7.00	
両親保険料	2.20		2.20		2.20		
労働災害保険料	0.68		0.68		0.68		
労働市場保険料	2.43		2.43		4.65		
小 計	24.93		23.93		25.39		
一般賃金税	7.49		7.49		6.03		
合 計	32.42	7.00	31.42	7.00	31.42	7.00	

(注)自営業者については異なる保険料率(2010年:合計29.71%)が適用 されている。

〈表4-5-5〉スウェーデンの病床数の推移

年	2004	2005	2006	2007	2008	2009
専門医療病床	21,455	21,102	20,803	20,750	20,433	20,044
うち 内科短期治療用	10,145	9,836	9,589	9,656	9,578	9,443
外科短期治療用	8,013	7,880	7,696	7,663	7,548	7,661
短期治療用(区分なし)	823	897	865	784	883	816
老年科	2,036	1,996	2,100	2,038	1,989	1,699
その他	420	493	553	609	435	425
精神科病床数	4,488	4,328	4,443	4,434	4,392	4,410
小計	25,943	25,430	25,246	25,184	24,825	24,454
プライマリケア病床数	127	114	97	96	97	88
ランスティング以外の 主体が経営する病床数	1,018	934	880	916	940	1,111
総計 (対人口千人)	27,088 (3.0)	26,479 (2.9)	26,223 (2.9)	26,196 (2.9)	25,862 (2.8)	25,653 (2.7)

資料出所 コミューン・ラスティング連合会

"Statiskt om hälso-och sjukvård samt regional utveckling 2009"他

(注)「利用可能ベッド数」に関する統計である。

〈表4-5-6〉 スウエーデンの保健医療従事者数の推移(12月現在資格保有者)

					()()
年	2004	2005	2006	2007	2008
Apotekare(薬剤師)	2,490	2,727	2,940	3,153	3,366
Arbetsterapeut (作業療法士)	9,822	10,215	10,651	11,043	11,431
Barnmorska(助産師)	9,330	9,521	9,695	9,891	10,117
Kiropraktor (カイロプラクティック士)	483	500	539	599	641
Logoped(言語療法士)	1,180	1,247	1,317	1,419	1,510
Läkare(医師)	42,532	44,111	45,804	47,755	49,575
Naprapat(ナプラパシー士)	864	893	945	989	1,043
Optiker(視能訓練士)	2,967	3,042	3,128	3,203	3,298
Psykolog(心理療法士)	8,775	9,068	9,355	9,732	10,131
Psykoterapeut (臨床心理士)	4,648	4,910	5,077	5,326	5,527
Receptarie (医薬品処方士)	6,624	6,835	7,125	7,412	7,650
Röntgensjuksköterska (診療放射線技師)	385	521	665	819	933
Sjukgymnast(理学療法士)	17,334	17,812	18,333	18,826	19,319
Sjukhusfysiker(病院技師)	306	327	368	407	447
Sjuksköterska(看護師)	152,244	156,475	160,609	164,459	168,125
Tandhygienist(歯科衛生士)	4,224	4,410	4,606	4,764	4,985
Tandläkare(歯科医師)	14,392	14,564	14,856	15,064	15,236

資料出所 スウェーデン保健福祉庁(Socialstyrelsen)

Statistik över hälso-och sjukvardspersonal 2008他

(注)表中の日本語名称は仮訳である。

〈表4-5-7〉スウェーデンの福祉サービス対象者数

(人)

					()()
年	2004	2005	2006	2007	2008
生活保護	417,491	406,743	392,466	378,552	384,671
高齢者・障害者 在宅サービス	148,693	152,839	159,502	170,570	169,662
高齢者・障害者 施設サービス	110,112	106,207	104,501	99,657	98,720
薬物・アルコール 乱用青年のケア	11,205	13,306	12,660	12,265	13,507
被虐待児童・青 少年のケア	20,202	20,289	20,716	21,519	22,663
(参考) 総人口	9,011,392	9,047,752	9,113,257	9,182,927	9,182,927

資料出所 スウェーデン中央統計局(SCB)

"Statistisk Årsbok för Sverige 2010"

〈表4-5-8〉スウエーデンの児童手当支給額(2010年7月~)

(クローナ)

子供の数	児童手当額	多子加算額	合計
1	1,050	_	1,050
2	2,100	150	2,250
3	3,150	604	3,754
4	4,200	1,614	5,814
5	5,250	2,864	8,114
6	6,300	4,114	10,414

〈表4-5-9〉保育サービスの自己負担上限額(2010年)

	就学前児童に係る上限月額 (1~5歳児)	就学児童に係る上限月額 (6~12歳児)
第1子	所得の3%(最高1,260クローナ)まで	所得の2%(最高840クローナ)まで
第2子	所得の2%(最高 840クローナ)まで	所得の1%(最高420クローナ)まで
第3子	所得の1%(最高 420クローナ)まで	所得の1%(最高420クローナ)まで
第4子以降	無料	無料